



平成 22 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ア イ・ピ ー・エ ス  
代 表 者 名 代表取締役社長 渡 邊 寛  
(JASDAQ・コード4335)  
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 森 田 哲 也  
電 話 078 - 361 - 0040

## 定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 9 月 3 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成 22 年 9 月 28 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

###### (1) 会計監査人の設置

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、会計監査人を設置するものであります。

###### (2) 取締役及び監査役の責任免除

積極的な意思決定と業務執行を可能とするために取締役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役の責任免除規定を新設するとともに、適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 24 条（取締役の責任免除）の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

###### (3) 会計監査人の責任免除

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第5条～第23条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第24条～第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第25条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第30条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第32条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 9 月 28 日 (火曜日)  
 定款変更の効力発生日 平成 22 年 9 月 28 日 (火曜日)

## II. 会計監査人選任の件

### 1. 会計監査人の選任の理由

当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人を設置するものであります。  
 なお、本件は上記「定款一部変更の件」が第 14 期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。  
 また、会計監査人の選任につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 会計監査人候補者の名称等

名 称	霞が関監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区霞が関3-2-6東京倶楽部ビルディング9階 その他の事務所 大阪、名古屋
沿 革	平成8年 霞が関公認会計士共同事務所を、千代田区霞が関1丁目に開設 平成9年 RECS 経営研究所との事業連携強化のために、霞が関監査法人の設立準備を開始 平成 10 年 霞が関監査法人の設立認可(大蔵大臣) 平成 11 年 千代田区五番町に事務所を移転 平成 16 年 Baker Tilly International に加盟 平成 16 年 霞が関監査法人大阪事務所開設 平成 19 年 霞が関監査法人名古屋事務所開設 平成 19 年 霞が関監査法人大阪事務所移転 平成 21 年 霞が関監査法人東京事務所移転
監 査 関 与 会 社 (平成 22 年6月 30 日現在)	約 80 社 団体等を含む
構 成 人 員 (平成 22 年6月 30 日現在)	代表社員 10 名 社員 5 名 公認会計士・会計士補・米国公認会計士・税理士 約 120 名

なお、霞が関監査法人は、現在、当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行っております。

### 3. 就任予定年月日

平成 22 年 9 月 28 日 (第 14 回定時株主総会開催予定日)

以 上